令和８年（フ）第３３９号
宮崎市清武町あさひ２丁目５番地　メゾン・クレール205号、前住所宮崎市大字島之内7575番地４　サントポス103号
債務者　横山のぞみ
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２３号
金沢市押野２丁目82番地１
債務者　新田　哲久
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３０号
金沢市平和町２丁目29―６　ＰＡＣＥ105、住民票上の住所香川県綾歌郡綾川町畑田964番地78
債務者　多田菜々子
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３４号
金沢市八日市５丁目128番地２
債務者　小竹　円香
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５６号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟６―11号、従前の住所金沢市中屋２丁目98番地　ブラン・セジュール103号
債務者　宇治家　愛
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３７号
徳島県徳島市北沖洲四丁目４番53号
債務者　武田　恋寧
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９３号
佐賀県杵島郡大町町大字福母1577番地　Ｋコンフォートイン Ｂ101
債務者　渕上　真那（旧姓藤）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第９４号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙2310番地、旧住所長崎県諫早市鷲崎町480番地　セジュールＳＡＴＯＣ棟101号
債務者　松本　一成
1　決定年月日時　令和８年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第８７３号
広島市安佐北区亀山南２丁目36番８号
債務者　安田ひとみ
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８７６号
広島県安芸郡坂町横浜西１丁目10番８号
債務者　福嶋章二郎
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８１号
広島市中区東平塚町２―22―803、住民票上の住所広島県廿日市市宮内４丁目22番２―101号
債務者　住川　　慧
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９３号
広島市西区草津新町２丁目19番７―201号
債務者　宮崎　文博
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８号
山口県宇部市草江１丁目８番28―102号、前住所山口県宇部市亀浦２丁目６番31―２号
債務者　松本　和彦
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第６５号
山口市平井547番地１　サンハイツＦ202、前住所山口市中央５丁目17番20号ロマネスク泉207号
債務者　八阪　貴仁
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１７号
山口市吉敷中東１丁目８番２―304号
債務者　内畠　　惇
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１７号
青森県下北郡大間町大字大間字根田内８番地171
債務者　熊谷　静奈
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係